

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

1 趣旨

(1) 前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により策定する計画

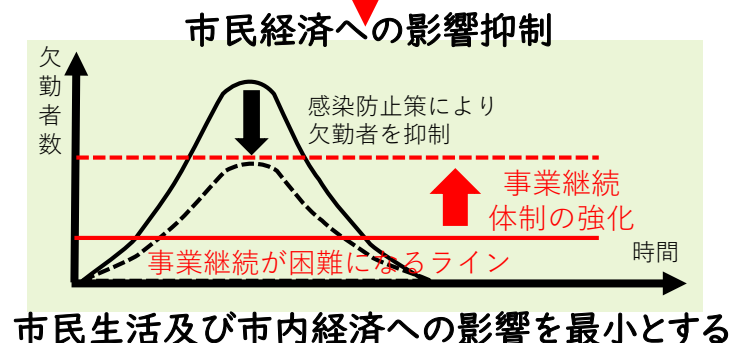
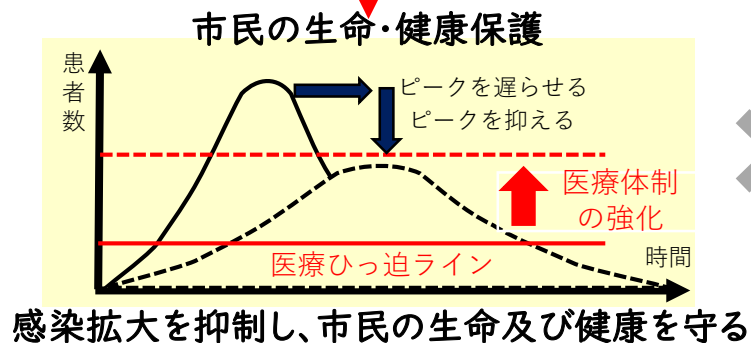
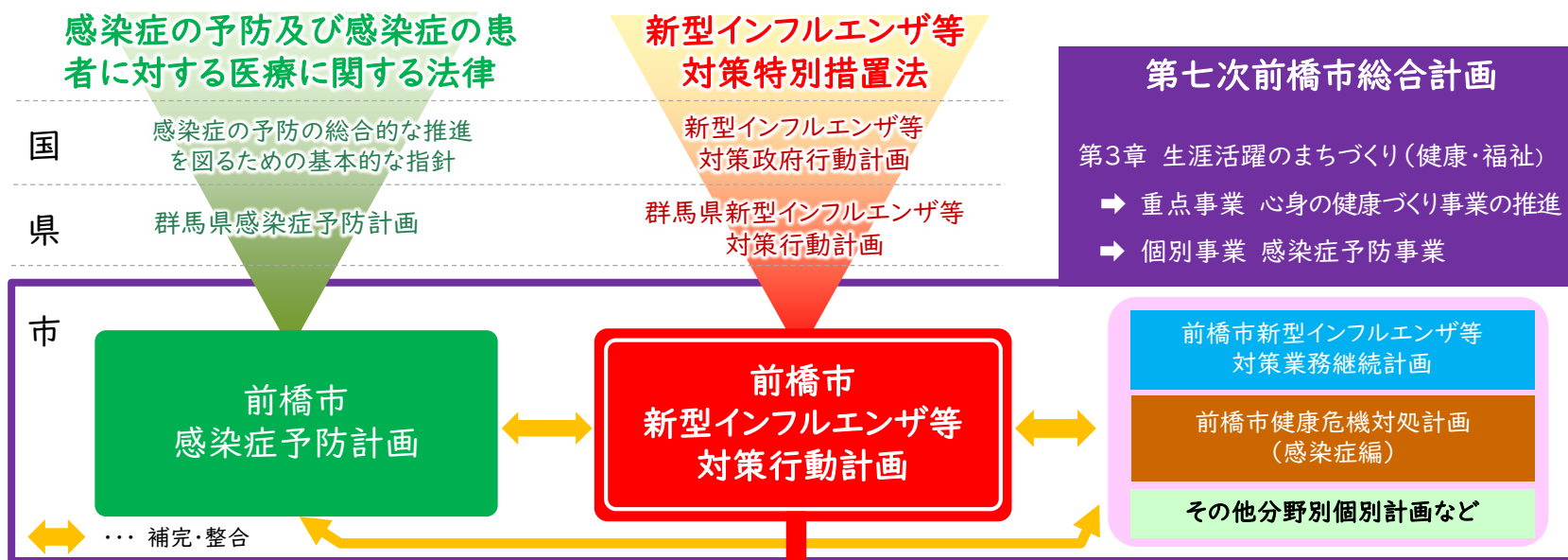
(2) 目的

これまでの感染症危機対応で把握した課題を踏まえ、幅広い感染症危機に対する
 平時の備えと有事の必要な対策を確実に実施し、感染症拡大防止と社会経済活動
 のバランスを考慮した社会を目指す

(3) 経緯

- 令和2年 1月 国内で新型コロナウイルス感染症の初の感染者を確認
- 令和2年 3月 新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、
 新型コロナウイルス感染症が対象となる
- 令和4年12月 感染症法改正により感染症発生・まん延時・ワクチン
 接種等における保健・医療体制整備等を強化
- 令和5年 5月 新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に指定
- 令和6年 7月 政府行動計画改定
- 令和7年 3月 県行動計画改定
- 令和8年 4月 市行動計画改定

2 位置づけ



前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

3 主な改定ポイント

(1) 横断的視点として、次の3つの取り組みを実施(別紙のとおり)

① 人材育成

② 国・県及び関係機関との連携

③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

(2) 発生段階を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて、主に準備期の対策を拡充

旧計画(H26年改定版)		新計画(R7改定版)	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	準備期	発生前の段階
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	初動期	A 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられている可能性を有する感染症等が発生した段階
国内発生早期	国内の都道府県で新型インフルエンザ等の罹患者が確認されているか、すべての罹患者の接触歴が積極的疫学調査で追えている状態		B 国内における発生当初の「封じ込め」を念頭に対応する段階
国内感染期	国内の都道府県で新型インフルエンザ等の罹患者の接触歴が積極的疫学調査で追うことができていない状態	対応期	C-1 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する段階
小康期	新型インフルエンザ等の罹患者等が減少し、低水準で停滞している状態		C-2 ワクチンや治療薬等により、対応力が高まる段階
		D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する段階

(3) 対策項目を13項目に拡充し、より詳細な対策を記載(別紙のとおり)

■ 旧計画(H26改定版)

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療
- ⑥ 国民生活・国民経済

■ 新計画(R8.4改定版)

- ① 実施体制
- ② 情報収集・**分析**
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ⑤ **水際対策**
- ⑥ **まん延防止**
- ⑦ **ワクチン**
- ⑧ 医療
- ⑨ **治療薬・治療法**
- ⑩ **検査**
- ⑪ **保健**
- ⑫ **物資**
- ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

※赤色は新規項目

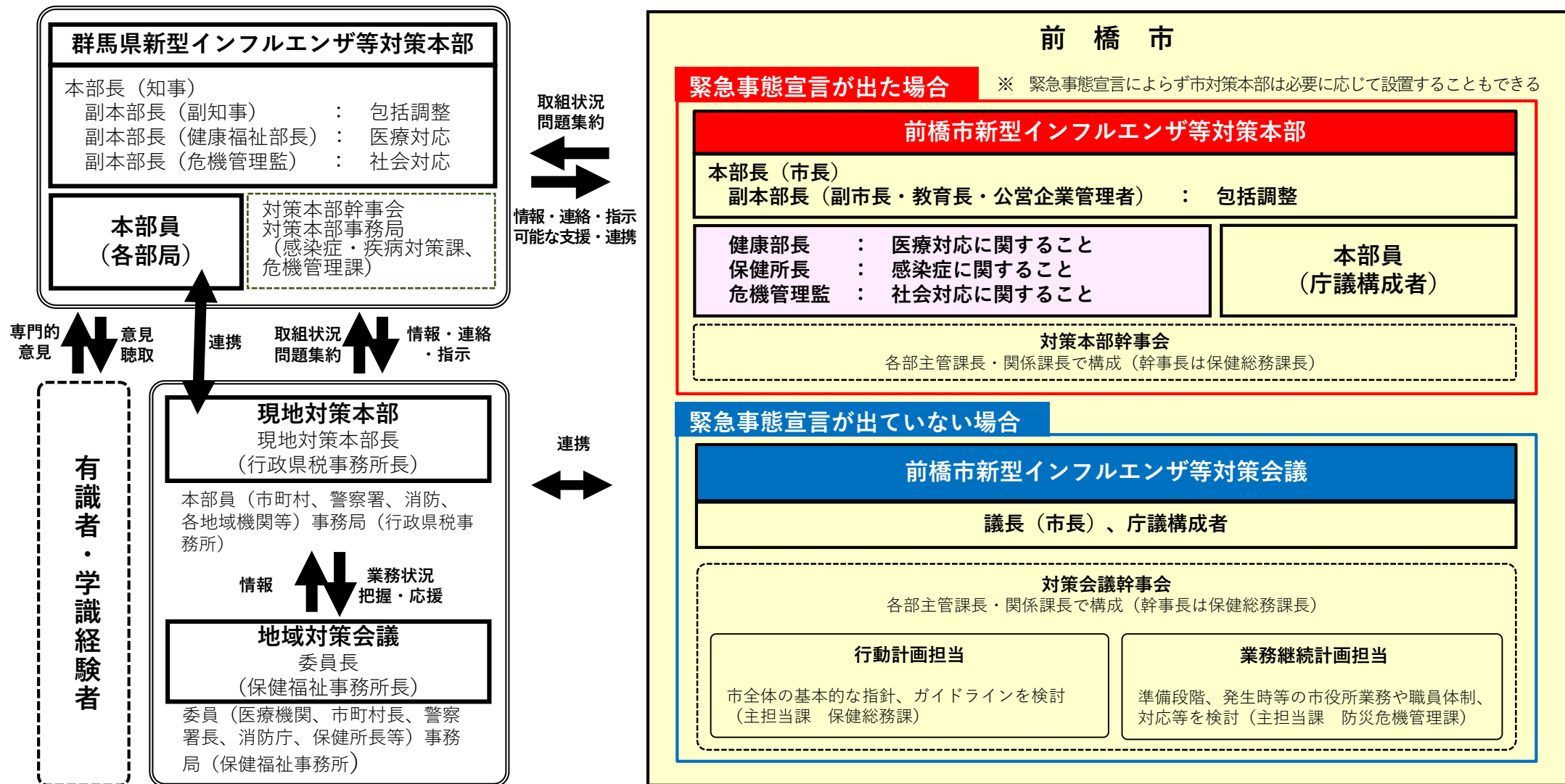
(4) 実情に応じた見直しなどを行うことによる実効性の確保

今回の全面改定に際して、市行動計画の実効性の確保をしつつ、実情に応じて見直しを行っていく

- 統計等根拠に基づくデータを活用した政策の推進 → 平時からの情報収集・分析とともに、健康危機対処計画等根拠に基づいた体制整備・意思決定
- 新型インフルエンザ等への備えの機運維持 → 有事だけでなく、平時からの感染症等に対する備蓄、体制構築等を実施
- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 → 国や県、関係機関等との連携を踏まえて実践的な研修及び訓練を実施
- 定期的なフォローアップと必要な見直し → 平時からの状況把握・リスク評価に基づき、感染症や社会の実情に応じて計画を見直す

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

4 実施体制



対策項目ごとの主な対応(①～④)

保健医療分野・社会生活分野 両面

下線:新規項目

横断的視点(青:①人材育成 赤:②国・県及び関係機関の連携 緑:③DXの推進)

主に保健医療分野

主に社会生活分野

項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 有事の組織体制と各部局の役割整理 情報共有、連携体制の確認及び訓練を通じた関係機関間の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 的確な政策判断のため、県と連携し、発生動向の情報収集、分析及び国等のリスク評価結果を共有 必要に応じ、市対策本部の設置を検討 全庁から応援職員を招集し、実施体制を構築 国の財政支援活用等による予算確保 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期から引き続き、実施体制を強化 【県の役割】まん延防止等のため、感染症法に定める入院勧告又は入院措置等に関し必要な総合調整
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び市内経済に関して収集すべき情報の整理や収集・分析の方法の研究 発生を想定した訓練等を通じた情報収集体制及び有事に必要な人員規模の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国等のリスク評価を踏まえ、有事の体制に移行することを判断、準備 市民生活や市内経済等への影響に関する情報を収集し、感染症危機が及ぼす影響を早期に分析 正確な感染症情報を分かりやすく市民等へ共有 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症危機の状況を踏まえた、政策上の意思決定及び実務上の判断に必要な包括的なリスク評価を実施
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生動向の把握等、平時のサーベイランスを実施 研修等を活用し、サーベイランスに関わる人材を育成 	<ul style="list-style-type: none"> 有事の感染症サーベイランスを開始し、国等と連携し、患者発生動向の把握を強化 サーベイランスの分析結果を市民等へ共有 	<ul style="list-style-type: none"> 国等と連携し、流行状況に応じたサーベイランスを実施 サーベイランスから得られた情報を市民等へ共有 【国の役割】患者の全数把握の必要性を再評価し、実施体制を適切な時期に移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が適切に判断・行動できるよう必要な情報を各種情報伝達媒体により提供・共有 偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発 双方向のコミュニケーションを行うための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への分かりやすい情報提供・共有、偏見・差別や偽・誤情報への対応 新型インフルエンザの患者等の健康観察等に関する県への情報提供と統合調整に係る協力 国等からの要請によるコールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションの実施体制の強化 市民等への情報提供や偏見等への啓発を継続 国等からの要請を受け、コールセンターを継続 病原体の性状に応じた対応を実施

対策項目ごとの主な対応(⑤～⑧)

保健医療分野・社会生活分野 両面

下線:新規項目

横断的視点(青:①人材育成 赤:②国・県及び関係機関の連携 緑:③DXの推進)

主に保健医療分野

主に社会生活分野

項目	準備期	初動期	対応期
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> 【国の役割】海外で発生した場合に迅速な水際対策を実施 市内在住外国人に対し、国等の情報を共有する体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 入出国予定の市民等に対する適切な情報提供・共有や注意喚起 国や県等と連携して居宅等待機者等の健康監視等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【国の役割】国内外の感染拡大状況等を踏まえた水際対策の強化又は緩和の検討
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 対策内容や意義、訓練の必要性について、市民や事業者等の理解促進を図る 基本的な感染対策(換気、咳エチケット、手洗い等)の周知 まん延防止等重点措置による休業要請等への理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策の準備 感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 時期に応じたまん延防止対策の実施 まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の実施・協力 特措法によらない感染対策への移行の検討
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な接種を実現するための体制整備と情報提供 予防接種関係システムの連携によるデジタル化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 接種会場や医療従事者等の確保など、接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 変異株の追加接種を想定した継続的な整備 接種記録の管理 健康被害に対する救済制度の周知
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> 相談センターの設置の準備(発生国・地域からの帰国者や有症状者等からの相談を受ける) 関係機関と連携しながら医療提供体制を構築 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 【県の役割】医療機関との間で病床確保、発熱外来等の協定を締結(協定締結医療機関) 	<ul style="list-style-type: none"> 相談センターを設置し、市民等に周知 県と連携し、感染症指定医療機関等の受診につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> 相談センター及び発熱外来等の受診方法を周知 県と連携し、入院調整や感染症指定医療機関等に移送 【県の役割】感染状況を踏まえた医療提供体制(協定締結医療機関等)の拡充

対策項目ごとの主な対応(⑨~⑬)

保健医療分野・社会生活分野 両面

下線:新規項目

横断的視点(青:①人材育成 赤:②国・県及び関係機関の連携 緑:③DXの推進)

主に保健医療分野

主に社会生活分野

項目	準備期	初動期	対応期
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> 治療薬の安定的な供給の確保と、迅速的な投与のため、国・県及び医療機関等と連携 大学等の研究機関を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県と連携し、医療機関の協力を得て、必要に応じて濃厚接触者や医療従事者や救急隊員等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県と連携し、医療機関や薬局に対する、新型インフルエンザ等の治療薬の適切な使用の周知
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の検査体制の整備(検査物資の備蓄及び確保、検査実施機関への検体搬送の体制整備等) 研修や訓練を通じた検査体制の強化・維持 	<ul style="list-style-type: none"> 検査体制の立上げ、検査方法の精度管理 保健所等における検査実施能力の確保状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた検査体制の構築
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> 感染症危機体制のための人材確保 感染症危機体制を構成する人員への研修・訓練実施 保健所等の体制整備・業務効率化のためのDX推進 施設内感染に関する施設等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市予防計画等に基づく、感染症危機体制の準備状況の把握(発生届、患者への対応、濃厚接触者への対応、積極的疫学調査等) 人員確保等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の感染症対応業務を実施(相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、健康監視、情報提供・共有、リスクコミュニケーション等) 全庁応援職員及びIHEAT要員等に対する応援要請 国や県等と連携し、感染状況に応じた体制構築と対応業務の実施
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画に基づく、感染症対策物資等の備蓄 定期的な備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携した近隣の市町村や指定地方公共機関等との物資及び資材の供給に係る相互協力 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認 感染症対策物資等における長期的な必要量の確保
⑬市民生活及び市内経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や部局間連携のための情報共有体制の整備 支援金の給付・交付等の行政手続におけるDX推進 迅速に支援情報等が届くような仕組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する感染拡大防止策の勧奨 生活関連物資等の購入に係る適切な行動のための呼びかけ 生活関連物資等の価格高騰や買占め等の防止要請 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止に関する措置等により生じ得る心身への影響を考慮した対策の実施 長期間における学校の臨時休業の場合の、教育及び学びの継続に関する取り組み等必要な支援